

## 第11回データ利活用制度・システム検討会

(開催要領)

1. 開催日時：令和7年5月13日（火）14:00～16:00
2. 場所：デジタル庁 14N-1-3 会議室
3. 出席：

安中 良輔	日本製薬工業協会産業政策委員会健康医療データ政策 GL
生貝 直人	一橋大学大学院法学研究科教授
依田 高典	京都大学大学院経済学研究科教授
稲谷 龍彦	京都大学大学院法学研究科教授
岩村 有広	一般社団法人日本経済団体連合会常務理事
上野山 勝也	株式会社 PKSHA Technology 代表取締役
岡田 淳	森・濱田松本法律事務所外国法共同事業パートナー弁護士
落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業プロトタイプ政策研究所 所長・シニアパートナー弁護士
宍戸 常寿	東京大学大学院法学政治学研究科教授
巽 智彦	東京大学大学院法学政治学研究科准教授
丹野 美絵子	公益社団法人全国消費生活相談員協会消費者情報研究所消費生活 専門相談員
森田 朗	一般社団法人次世代基盤政策研究所所長・代表理事

### <事務局>

- |       |                            |
|-------|----------------------------|
| 小川 康則 | デジタル行財政改革会議事務局長代理          |
| 村上 敬亮 | デジタル行財政改革会議事務局長補佐／デジタル庁統括官 |
| 山澄 克  | デジタル行財政改革会議事務局審議官          |
| 吉田 宏平 | デジタル行財政改革会議事務局審議官          |
| 木尾 修文 | デジタル行財政改革会議事務局参事官          |
| 坪井 宏徳 | デジタル行財政改革会議事務局参事官          |
| 中野 芳崇 | デジタル行財政改革会議事務局企画官          |
| 楠目 聖  | デジタル行財政改革会議事務局企画官          |

### <オブザーバー>

- |        |                         |
|--------|-------------------------|
| 瀬戸口 丈博 | 公正取引委員会事務総局経済取引局調整課長補佐  |
| 吉屋 拓之  | 個人情報保護委員会事務局参事官         |
| 林 美桜   | デジタル庁政策・法務ユニット法務スペシャリスト |
| 黒藪 誠   | デジタル庁統括官付参事官            |

八代 将成 総務省情報流通行政局地域通信振興課デジタル経済推進室長  
守谷 学 経済産業省商務情報政策局情報経済課長

(議事次第)

1. 開会
2. 議事
  - (1) データ利活用制度の在り方に関する基本方針素案について
  - (2) 討議
3. 閉会

(資料)

- 資料 1 事務局提出資料 (データ利活用制度の在り方に関する基本方針素案)  
資料 2 参加者名簿
- 

(概要)

○森田座長 皆様、こんにちは。それでは、ただいまより第11回「データ利活用制度・システム検討会」を開催いたします。

まず本日の進行の方法につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○山澄審議官 事務局でございます。

本日は、「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」の素案について、事務局から説明させていただきます。

改めましてこの基本方針の性格を御説明させていただきますと、これは本検討会の報告書というものではなく、政府の決定文書という位置づけのものでございますが、さはさりながら本日御議論いただく内容、それから議論が尽きない場合、会議後に書面でいただくような内容、御意見も含めまして、本検討会でいただきました様々な貴重な御意見を最大限政府文書の中に盛り込みたいと考えてございます。その上で、本日の御議論を踏まえた上で、最終的に政府内で政府文書の決定に向けた調整を進めていくということになります。このような前提の下、本日も活発な御討議をよろしくをお願いいたします。

資料はタブレットに格納してございますので、不具合があれば事務局にお申しつけください。

資料等の取扱いでございますけれども、本日は基本方針の素案ということで、最終決定に先駆けまして、検討中の文書について御意見をお伺いするという形になりますものですから、座長とも御相談させていただいた上で、会議については非公開で開催させていただきまして、資料については政府の正式決定まで非公開とさせていただきたいと存じます。議事録につきましては、正式決定後に、差し支えない範囲において公表するという方向で検討してございます。よろしくをお願いいたします。

本日は、依田構成員、上野山構成員、落合構成員、巽構成員がオンラインで御参加となっております。

巽構成員は御予定のため2時半頃、落合構成員が3時半頃に御退室予定とお伺いしております。

また、宍戸構成員が3時頃からオンラインでの御参加と予定されていると承知しております。

阿部構成員、越塚構成員は御欠席でございます。

以上でございます。

○森田座長 ありがとうございます。

早速ですが本日の議事に入りたいと思います。

それでは、素案の説明につきまして、事務局からお願いいたします。

○木尾参事官 事務局から御説明します。

お手元の資料1に沿って、端的にポイントだけ御説明いたします。

まず目次が見開きでございますが、前回、構成を御提案させていただいたときは3. が2つに分かれてございましたけれども、今は3. を統合して環境整備と当面の改革事項を1つにまとめる形にしております。

中身に入らせていただきます。

まず1ページ目でございます。基本的な現状認識あるいは将来像について記載をしているところでございます。

25行目辺りは落合構成員からの御指摘を反映しているつもりでございます。

続きまして、3ページ目でございます。

「目指すべき将来像」でございますけれども、個人の幸福・自由、Well-Beingといったようなところは、これまでの稲谷構成員、そのほかの構成員の御指摘を反映しております。

18行目以下、22行目までですが、AIとデータの好循環のところは、上野山構成員の御意見を反映しパラグラフを追加しております。

続きまして、4ページ目でございます。

AI-Poweredな社会実現というパラグラフでございますけれども、これも上野山構成員からの御指摘でございますが、ハルシネーションがゼロになることはないということについて明確に記載をしております。

続きまして、5ページ目でございます。

分野横断的な改革事項のパラグラフでございますけれども、18行目以降、生貝構成員からの御意見などを踏まえた上で記載をさせていただいております。

続きまして、6ページ目になります。

データ連携基盤のところについても、表現などについて御確認いただければと思っております。

7ページ目でございます。

「データ収集、データ保有者によるデータ提供インセンティブの確保」ということで、こちらについても様々な方々の御意見を踏まえて記載をしてございます。

続きまして、7ページ目の下から「信頼性の高いデジタル空間の構築」ということで、いわゆるデータガバナンスについて記載してございます。定義がかなり多義的なので、できるだけ定義を文章中に記載する方針を取ってございます。定義の仕方等についても、もし御指摘があれば頂戴できればありがたいと思っております。

8ページ目でございますが、6行目から14行目までにかけて、稲谷構成員の御指摘も踏まえてパラグラフを追加しているところでございます。

34行目からデータ連携プラットフォームについて、定義も含めて記載をしてございますので、こちらについても御指摘があれば賜れればと思っております。

9ページ目、個人情報のパラグラフでございます。

こちらについては、23行目から27行目にかけて、経団連様から御意見いただいたところでございますけれども、全て議論をする必要があるという前提で、課徴金等の事後的な規律を上記見直しと一体的に整理するという文言を残させていただいておりますが、本日御議論をお願いできればと思っております。

続きまして、10ページ目でございます。

AI活用による技術基盤のところ、こちらについても上野山構成員等々の御意見を反映してございます。

10ページ目の下から「行政保有データの利活用」というところがございます。10ページ目から12ページ目にかけて種々様々なことを書いてございますけれども、改正論なんかも踏まえてかなり具体的に書いてございますので、もし御意見があれば頂戴できればと思っております。

12ページでございます。

データ人材の育成と、20行目からデータ連携の推進のための識別子等々の議論を書いてございます。

31行目から災害時等の対応についても記載をさせていただいております。

13ページ目から個別分野についてになりますけれども、まずは8行目から医療分野についての記載をしてございます。こちらについて一部の構成員の方々から結構具体的な御意見をいただいて、まだ反映し切れていない部分がございますので、よろしければまた本日も御意見を頂戴できればと思っております。こちらについてももう少し加筆といった論点もございます。

14ページ目も引き続き医療データでございまして、15ページ目も医療データでございます。

15ページ目の下から金融データの話が出てきまして、16ページ目に続いてございます。ここについては特段意見は伺っていないものと承知をしております。

教育分野も同様でございます。

17ページ目から18ページ目、モビリティと産業分野についての記載をしてございます。

デジタル公共財の整備について、18ページ目の一番下から記載をさせていただいてございます。こちらについては落合構成員の御指摘を踏まえて、無償の場合についてもデジタル公共財があり得るということを明確にする修正をしてございます。

19ページ下に官民の体制整備ということで、いわゆる司令塔機能についても記載をしていただいております。最後、20ページに各府省庁における対応を書いております。

当面の対応のところは、本日の議論も踏まえて、必要な記載を行うつもりでございます。

事務局からは以上になります。

○森田座長 ありがとうございます。

それでは、討議に入りたいと思います。

この基本方針の素案が非常に大部であるということもございまして、いろいろとおっしゃりたいことはいっぱいあろうかと思っておりますけれども、お一人の発言が長くなり、皆さんが御自由に発言されますとポイントが分かりにくくなる可能性があると思っておりますので、お一人、1回の発言は2分以内にしていただきたいと思います。

さらにその上で、基本方針のパートごとに分けて議論をさせていただきたいと思っております。ただ、出席時間に制約のある構成員の方、異構成員、落合構成員におかれましてはこの限りではありませんので、早い段階で発言していただければと思っております。

それでは、まず「データ利活用を巡る現状」、そして次に「検討に当たっての基本的な視点」、目次で言いますと1、2に当たるところにつきまして御発言のある方は、いつものようにネームプレートを立てるか、あるいはオンラインの方は挙手ボタンでお示しいただければと思っております。

それでは、早速、異構成員から手が挙がりましたので、御発言をお願いいたします。

○異構成員 ありがとうございます。異でございます。

早速議事を乱して恐縮ですが、2時半めどで退席いたしますので、最初に発言させていただきます。

お送りいただいた資料ですと9ページから始まっております、④の「データ利活用の前提としての個人情報の適正な取扱いの確保」というパートについて一言申し上げます。

ここで書かれている内容というのは、特に3つ目の箇条書き以降は、個人情報保護法の改正案を早期に提出することを目指すですとか、4つ目は懇談会を通じて積極的、継続的に意見交換を行うという内容でございます。形式的な点なのですが、個人情報保護法の所管は言うまでもなく個人情報保護委員会でございます。この会議体が個人情報保護委員会に成り代わって法案の提出を行ったり懇談会を開催したりするわけではございません。私としましては、これらの記述は、個人情報保護委員会におけるこれらの取組をこの会議体としても好意的に受け止めており、積極的に進めたいという趣旨で捉えております。

このパートで述べられていることの中身に関しては私は全面的に同意するものでございますので、形式的な点のみです。

以上です。

○森田座長 ありがとうございます。

○木尾参事官 今の御指摘について若干事務局から補足させていただきます。

冒頭、事務局から御説明したと重なりますけれども、この文書はあくまでも本検討会の報告書ではなくて、政府全体のクレジットで出す予定のものでございますので、そういう意味では今後、全省庁と各省協議を行った上で策定し、デジタル庁とかデジタル行財政改革会議という名前を出すものではございませんので、個情委とも協議をした上で決定したものでございますので、この表現で基本は問題ないのだろうと思っています。

○森田座長 よろしいでしょうか。

それでは、ほかにいかがですか。

生貝構成員。

○生貝構成員 このパートについては、本当に細かいことを1点だけ。

2ページの外国との比較の図のところ、今回の検討全体としても、行政保有データの利活用に触れていただいているので、EUの関連制度のところオープンデータ指令についても少し触れていただいてもよいのではないかなと思いました。

以上でございます。

○森田座長 よろしいですね。

○丹野構成員 2分という話でしたので、ちょっとはみ出すところもありますけれども申し上げたいと思います。前回の意見にも重なってしまいますが、改めて2点申し上げたいと思います。

1点目は、データ利活用とは何よりも関係者の信頼確保が基盤にあるという点から、法的な枠組みの整理とその継続的な見直しが重要であるという点です。この基本方針素案の1の「データ利活用を巡る現状」や2の「検討に当たっての基本的な視点」にあるとおり、データ利活用の現状に大きな課題があって、これを解消するために、従来の発想とは異なる画期的な取組を進めるということだと認識をしております。

その上で、これまで議論されてきたように、利活用を推し進めるためにどのような仕組みが必要なのか、関係者の信頼が得られる現実的なガバナンスはどのようなものなのかについて、整理すべきものは多々ありますが、こうした議論を踏まえれば、個人にとっても事業者にとっても信頼できるデータ利活用に向けて法的な枠組みを整理することが重要であります。

もちろん今回の議論で全てを整理できるはずはありませんし、その一方で、技術の進展などを踏まえれば、絶え間なく見直す必要もあることとなりますが、例えば3の(3)にデータ提供インセンティブの確保などの項目がありますが、任意の取組は必要ではあるも

の、それだけでは当然不十分であり、何よりも前提となるのは、法的枠組みづくりと継続的な見直しについてですので、ぜひこれを明記していただければと思います。これが1点目です。

2点目は、ルールの特担が重要という点であります。4ページにあるとおり、現状ではデータは個別組織の内部資産にとどまっております、これをいかに社会全体で共有・活用し得る資源とするかが課題とされていますが、これについては知財保護などを含めて、データを保有する事業者が安心してデータを提供できる環境が必要であり、また、社会に必要なデータは事業者から提供・共有させる必要があるという議論が今までありました。

つまり、申し上げたいことは何かというと、社会のためにデータの利活用が必要であり、場合によっては強制的に利用することもあり得るわけですが、一方で、その際においても、当該個人や当該事業者からデータの利活用について真の意味での信頼が得られる状態にするべきであるということでもあります。個人情報保護委員会には、個人情報法の見直しの状況報告もされましたが、その際、本人関与の在り方やガバナンスとともに、規律遵守の確保の在り方を検討し、全体としてバランスの取れた改正内容とするという説明がございました。このように、利活用のルールを定めるにとどまらず、同時にそのルールの遵守を担保することが大変に重要であります。個人情報法の見直しの観点で課徴金等が提案されております。今後の社会的なデータ利活用のためにも、事業者からデータ提供を求めることも考えられますが、そのデータを利用して事業者の利益を害するような取扱いが万が一にもなされ、これが放置されるというような状況だとすれば、事業者からの提供が期待できないということになります。すなわち、ルールづくりを進めると同時に、課徴金などのルールを担保する方策を併せて検討いただきたいと思っております。

以上でございます。

○森田座長 ありがとうございます。

具体的に今の御趣旨を反映するという形で検討させていただくということによろしゅうございますね。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

○木尾参事官 今回の丹野構成員の御指摘も踏まえて、オープンデータ使用の信頼性というところを若干追記したいと。またお諮りをさせていただきます。

○森田座長 分かりました

それでは、落合構成員、手が挙がっているようですのでどうぞ。

○落合構成員 ありがとうございます。

通信環境により、少し聞きにくいところがありましたら申し訳ございません。

私のほうはこのテーマについて4点ほどございます。

1点目が個人情報保護の点についてです。こちらについては、先ほど来議論もございましたが、課徴金などの話もされていて、事前同意から事後規制へという転換の中ではありますので、こういった点も含めてガバナンスのバランスを取っていくということは極めて

重要な法制全体の仕組みだと思えます。個人情報保護法に関する整備の方針に関する今回の記述は基本的に適切な内容なのではないかと思っております。

2点目としましては、標準化に係る部分です。標準化につきましては、やはり一定の範囲でしっかりと対応していただけるような根拠規定を整備していったり、場合によって法律事項になるということも念頭に置いた記載をできる限り明確にさせていただくのがいいのではないかと思います。

3点目といたしまして、トラストです。トラストに関して改めて読み直しておりましたが、社会基盤としましてはベース・レジストリをデジタル庁でもつくられていると思えます。この点については極めて重要ですので、見ていただくことが重要かと思えます。

○森田座長 音声が悪くなりました。また後でご発言いただくことにしまして、ほかの方、いかがでしょうか。よろしいですか。また時間があれば、後で思い出したことについて御発言いただきたいと思えます。

それでは、続きまして3の「データ利活用のための環境整備及び当面の分野横断的な改革事項」の部分について、先ほど申し上げましたように最初の原案から構成が変わったところがございますけれども、御発言のある方は適宜ネームプレートを立てて、あるいはオンラインの方は手を挙げて御発言いただきたいと思えます。いかがでしょうか。

稲谷構成員、どうぞ。

○稲谷構成員 私のほうから、2分ということですので、まずはここだけというポイントからなのですが、個人情報保護法をどうしていくのかというのは、この会議の中でも極めて重要なポイントであったかと存じております。ここに書かれている基本的な方向性というものは、課徴金を導入することで確実なデータガバナンスを確保することによりまして、よりデータ管理者によるリスクコントロールを合理化することで、利活用との適切なバランスを可能としていくという方向性なのかなと理解をしております、全く私は異論ございません。

また、データガバナンスの在り方自体につきましても、テクノロジーの進歩などに合わせて変わっていく仕組みが必要であるということに鑑みますと、ここで述べられています懇談会のようなものを利用することによりまして、マルチステークホルダーで適切なレベルのガバナンスを十分つくっていくということは極めて合理的な方向かなと思えますので、この点も非常に重要なことと思えます。

こういった方向性を強めていくという方向になりますと、過剰な負担が出るのではないかと懸念はあるということは理解しておりますけれども、しかしながら、このガバナンスのやり方というものを丁寧に議論していくということを通じまして、そういった懸念と言われるものもおおむね解消されていく方向に行くのではないかと思いますので、ぜひ全体としてのデータガバナンスの仕組みとそれをアジャイルに合理化していく仕組みを両方合わせて採用することによって、一番いいバランスを目指していくという方向性で進めていただければと思えます。

最初のコメントということですので、まずはここだけ申し上げます。

あと、大変些細な点なのですが、（４）の「信頼性の高いデジタル空間の構築」という7ページのもの、目次のほうだと「社会全体でのデータガバナンスの確保」となっておりまして、ちょっとずれているなと気づいてしまったので、大変細かい点ではございますが最初に指摘をさせていただきます。

以上でございます。ありがとうございます。

○森田座長 御指摘ありがとうございます。

では、岩村構成員。

○岩村構成員 これまでも議論になっております、個人情報に関して申し上げます。今回の「基本方針」案に記載の「個人情報保護法の確実な遵守を担保するため、課徴金等の事後的な規律を上記見直しと一体的に整備することとし、全体としてバランスの取れた形での個人情報保護法の改正案を早期に提出することを目指す」という内容について、課徴金「等」ということで、当然クラスアクションも対象になっていると認識しています。これまでの検討会においても、企業のデータ利活用の取組みを萎縮させないように、導入ありきではない慎重かつ丁寧な検討が必要と申し上げてきたところです。

したがって、課徴金等を含む個人情報改正案の早期提出を目指すという内容について、産業界としては違和感を覚えます。今後ぜひ調整をさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

以上でございます。

○森田座長 ありがとうございます。

それでは、依田構成員、どうぞ。

○依田構成員 私も9ページの今、皆様方が議論されたデータ利活用の前提としての個人情報の適正な取扱いの確保について、ごく簡単に2点のみ発言します。

デジタル・インターネット分野では、悪質な事業者の完全な排除をすることは困難だと思います。とりわけ近年は国内に連絡先を設けず、経済団体にも所属しない事業者の増加が顕著であり、そうした事業者が消費者利益を損なうケースが多発しております。こうした事業者に対して、自主的な行動規範の遵守を前提とする制度設計には限界があります。こうした現実を踏まえて、規制改革と法執行の均衡を図りつつ、国民の利益を守る実効性のあるセーフティネットの整備が必要です。

以下2点、従来も発言しましたが、再度ここで提案をいたします。

第1に、利用停止請求権についての拡充でございます。現行法では、利用停止の請求は違法な取扱いがあった場合に限られております。しかし、データ利活用が進む中において、適法に同意を得た後でも、本人の意思で利用停止が求められる制度が欧米のように求められます。不正がなくとも、利用実態が分かりにくい状況や、消費者側の認知限界があることを踏まえると、事故情報のコントロールの実効性を高める上でも、そうした仕組み、オプトアウトのような仕組みが不可欠になっております。特商法や電気通信事業法ではそう

したような制度も既に導入されているところでもありますので、個人情報法の改正において、調和の取れた制度改正が検討されるべきだと考えます。

第2に、既に何点か議論されてきたところではある命令違反に対する課徴金制度の導入ですが、現行法では、命令違反に対して罰金が科される可能性はありますが、その適用件数はごく僅かであります。一方、景表法や独禁法において、違反に対して課徴金を付加する制度が既に強化・整備されているところで、抑止力として機能しているところでもあり、それによって必ずしも事業者の事業の萎縮やイノベーションの阻害が起こっているような事例は、私は経済学者としてあまり聞いたことがございません。個人情報保護法においても、営業の自由を不当に制限することなく、重大な違反に対してはそうしたバランス、車の両輪となるような事業活動の自由と消費者の権利保護という視点が実効的に機能していけばと考えております。

私からは以上でございます。

○森田座長 ありがとうございます。

それでは、生貝構成員、続いて岡田構成員、お願いします。

○生貝構成員 ありがとうございます。

個人情報に関して、私はそれ自体の議論にはあまり直接はコミットしていませんけれども、これまでのお話でもありましたように、利活用と制度をしっかりと進めていくことの両輪、そして事前から事後にシフトしていく、そしてリスクベースの法制に全体として強化をしていく、そういう構想全体の中でぜひ課徴金を含めたガバナンスの強化というものもしっかり進めていくことに非常に賛成いたします。今、個人情報法の3年ごとの見直しも様々進められていると思いますけれども、それに限らず、例えばGDPRをはじめとするリスクベースの心とは果たして何なのかという大きな枠組みでの制度の在り方の検討も、3年という単位に限らずぜひ続けていただきたいなと期待をしております。

2点目として、ここに関係して、こちらは僕も少し関わっているところで、今御案内のとおり国会でAI法案を審議いただいています。自分の言葉で言いますと、ビフォー生成AIのもたらすリスクは、恐らく個人情報保護法で解決する部分が多いけれども、それだけで解決しようとするところとちょっと足りないところと過剰なところが出てくる中で、AI法のような枠組みとどのように連携していくか。そして、その問題というのは、恐らく例えばAIの学習データに使えるデータの量と質を向上させていく、あるいは個人データに限られない広くデータの適正なガバナンスというものをしっかりと考えていく、まさにこの検討会のようなデータ活用法制の枠組みというところ、この3者の連動が極めて重要なところかと思っております。

ちょうど法案審議のタイミングとの関わりで難しいところもあるかもしれないのですが、10ページのところでAI活用によるリスクへの事前対応と書いていただいているところ、可能であればAI戦略本部にも触れていただけるとよいのかなと感じたところがございます。

以上でございます。

○森田座長 では、岡田構成員。

○岡田構成員 ちょうど今、生貝構成員からお話のあった後半の部分について私もコメントしようと思っていたのですが、素案ではAIについてかなり言及されていますが、AI法について言及はなかったもので、この点、まだ法案の段階なのでタイミングによっては難しいところもあるかもしれませんが、最終的には分野横断的な課題も多い中で、AI法で解決していくべき問題なのか、個人情報法で解決していくべき問題なのか、あるいはほかの法律で解決していくべき問題なのかという守備範囲の問題はあると思いますが、いずれにしても相互補完的に考えていくべき問題だと思っていますし、日本のAI法案に罰則はありませんけれども、適切に運用して、そこから得られた情報提供等によって発見された課題も含めてどう解決していくのか、これは今のAI法案に基づく枠組みからの解決はもとより、AI法自体、今後不断に見直していくことも必要だとは思っていますので、そこはぜひ触れたいとお願いではないのかなとは思いました。

以上です。

○森田座長 ほかにいかがでしょうか。

この部分は長いので議論が尽きないと思いますけれども、稲谷構成員。

○稲谷構成員 今、生貝構成員、岡田構成員がおっしゃったことは私、全く賛成でございます、どこまでを個人データとかデータの保護の問題として考えるべきなのか、あるいはそれらの適正な取扱いの問題なのかというところと、AIそのもののリスクをどういう形でコントロールしていくのかというのは、まさに密接に関係はするのですが、守備範囲的にはずれてくるところはあると思いますので、その部分は意識してお書きになるとより分かりやすいというか、整合しやすいものになるのかなということを感じたところもございます。

それから、少し細かい点ということになるのですが、今回の話の中で少しだけ気になるといえば気になるかなと思っているのは、データガバナンス及びデータセキュリティの構造全体としての話は、どうしてもその性質上、国際的な潮流とのすり合わせみたいなものが出てくることは避けられないと思うのです。その部分というのが、少なくとも今回の記述全体の中では直接的にあまり読み取れなかったところがあります。

特にデータセキュリティのところでもまさに書いていただいたところとも関係するのですが、例えば現在結構問題になっているデータローカライゼーションみたいなものをどうするのか、もう連携できないではないかという話が出てくるわけですが、そのときの議論の立て方としては、外国政府や国際機関を通じて交渉していきながらより望ましい標準や基本的なルールをつくっていくということを念頭に置いてですけれども、結局そこでデータローカライゼーションをやっている側が懸念しているリスクとは何なのかを明確化して、すり合わせていくという作業がどうしても必要になると思うのです。そうなると、まさにこちらの側でこういう形でその懸念に対応できるのだから、ちゃんとこちら

でも使わせてくれと言えるようにならないと、せっかく日本企業が海外で投資していっぱい集めたデータが使えないという、極めて不利益な地位に置かれてしまいます。こうした平仄をどう合わせていくかというところは、データガバナンス、データセキュリティ、両方とも問題になってくるころだと思いますので、ぜひ国際的な標準やルールなどという形で国内の議論を合わせていくのかというところについても、DFFTとかOECD IAPの取組もありますので、少し言及していただくとよりバランスがよくなるのかなと思った次第です。

以上です。

○森田座長 それでは、ほかにいかがでしょうか。

活発に御意見が出ると思って2分と制限をかけましたが、もう一回どうぞ。

○稲谷構成員 これまでにも一応データセキュリティとかデータガバナンスと関係する技術的な取組として、実証事業までやられていると理解しているのですが、Trusted Webという取組もあったように記憶しております。その辺りの取組で何がどこまで可能になって、この先何をどうやらなければいけないのかとか、その成果がどうなっているのかというところも組み入れてあげたほうが、今までやったことが無駄にならないというところもあるのかなと思ひまして、結構発想としては近いことをやっているところもあるのかなと承知をしていますので、その辺りも少し探していただくと、可能であればという限りですが、ありがたいかなと思います。

取りあえず私のほうでは以上です。

○森田座長 事務局、お願いいたします。

○木尾参事官 様々な御指摘をいただきましてありがとうございます。

御指摘いただいたところ、AIとデータ保護、あるいは違うところをもう少し明確に表現した記述を試みたいと思います。

あと、最適潮流あるいはデータローライゼーションの関係とかはおっしゃるとおりだと思いますので、どういう形で表現できるかまた相談させていただければと思います。

Trusted Webについては、デジ庁と相談して改めて御相談させていただきます。

○森田座長 ありがとうございます。

落合構成員、聞こえていますか。先ほど3つまでで聞こえなくなりましたのです。

○落合構成員 1つだけ、行政機関のデータ利用にも関わるところではあるのですが、行政機関の匿名加工情報について、前の会議体でも発言させていただきましたが、可能な範囲で今後整備されるということが望ましいと思いますので、ぜひ御検討いただきたいと思っております。

以上です。

○森田座長 ありがとうございます。

それでは、よろしいですか。

では、30分以上巻いておりますけれども、このパートを終わらせていただいて、次の3番目の部分に入りたいと思いますが、これにつきましてはいかがでしょうか。ページで言いますと10ページ以降になります。分野のところもございましてどうぞ。最後まで構いません。

安中構成員。

○安中構成員 安中でございます。ありがとうございます。

まず、私どもの意見も含めまして、取りまとめいただいたことに深く感謝いたします。

医療分野の方針について、第5回の検討会で私が申し上げたことは、データ構築と法制度整備を両輪で行う総合政策と、それから法制度整備を実現いただきたいという内容でございました。基本方針の中では、重要なポイントとして規制改革実施計画を踏まえるということ、それからデータ収集について、営業秘密を含む知的財産の保護を前提としつつ、強制力、インセンティブを持ってデータ収集を行うということですか、あるいは同意原則である入口規制から、適切な監督やガバナンスの確保を前提とした出口規制への転換、3文書6情報を超える収集の必要性、個人情報や倫理指針の改正、そして特別法の改正まで踏み込んで書いていただきまして、大変すばらしい内容になっていると思います。

その上で、さらに充実した基本方針となることを願ひまして、4点ほど意見をさせていただければと思います。

1点目です。第5回の検討会プレゼン資料にもございましており、医療分野の研究開発では匿名化したデータでは駄目で、仮名化したデータの利活用が不可欠でございます。次世代医療基盤法の改正の際にも大変御苦労されたと内閣府の皆さんから伺っておりますので、ゲノムデータを含む仮名化したデータを利用できることにする方針については、14ページの①から⑤の中のどこかに入れていただきたいと思っております。

2点目です。14ページの注釈30に、データ収集方式が、日本では3文書6情報ではプッシュ型、EHDSではプル型の違いがあるということで、事実だけ言及されておりますけれども、この検討会のときに大江参考人ですとか加藤参考人の御意見というのは、プッシュ型とプル型のハイブリッドで柔軟に対応する必要があるということだったと思いますので、ぜひその点まで踏み込んだ記載をいただくのが望ましいのかなと思います。

3点目です。13ページに戻りますけれども、「（医療データの利活用の現況）」には残された課題があまり記載されていないような印象を受けました。これは決して批判したいという意図では全くございませんで、今後の議論の目線合わせのためにも課題をしっかり記載いただきたいと思っております。具体的には、同意原則ではデータ収集に限界があるということ、それから次世代医療基盤法は悉皆性に課題があるということ、それから公的データベースが利用できるようになったとしても、依然として不足するデータ項目があるということについて、その3点についてはぜひ明記いただきたいです。

最後になります。15ページに一次利用と二次利用のグランドデザイン策定を内閣府健康・医療戦略推進事務局が担当されるとございましてけれども、従来の健康・医療戦略推進事務

局の所掌は、健康・医療分野の研究開発政策を担うということと承知しております。今回、一次利用、すなわち医療政策本体にまで踏み込むということは、健康・医療戦略推進事務局にとっても新たなチャレンジになると思われまますので、それに伴う必要な体制の強化などは政府としても全面的にサポートいただければと思います。その上で、グランドデザイン策定後のフォローアップも着実に実施することをどこかに明記いただければと思います。

以上4点でございます。よろしく申し上げます。

○森田座長 重要な御指摘ありがとうございます。

それでは、生貝構成員。

○生貝構成員 ありがとうございます。

本文が難しければ脚注でもよいので、研究データと文化芸術データのことについても入れられないかなと思っております。国際的にサイエンティフィックリサーチに関わるデータの共有がデータ活用政策の中では極めて重視されているところ、ヨーロッパですとEuropean Open Science Cloud、日本ですとNIIが研究データ管理基盤という、非常に大きなものをつくって進めているところがございます。やはりその点は可能であればということ、2つ目に、もう10年ほど知的財産戦略本部でいわゆるデジタルアーカイブのデータ活用の枠組みづくりに関わっていて、日本でジャパンサーチという拠点をつくり、ヨーロッパはEuropeanaという文化芸術データのポータルなのですけれども、欧州のデータスペースの中だと、Europeanaをベースにしてデジタルカルチュラルヘリテージのデータスペースというものを特別につくって進めているところがございます。

こうしたものも、AI学習データの位置づけということを含めて知財計画の中で明確に書かれているところ、日本のデータ政策の文脈で研究と文化芸術の2つが切り離されていたのがちょっともったいないなという問題意識がございまして、脚注だけでも触れていただけたらうれしいなというのが1点目でございます。

2点目につきまして、デジタル公共財ということに触れていただけたのは非常に価値があることだと思います。産業データの活用と言っている一つの重要なところが、これまでのデータ所有型、あるいはオーナーシップ型のデータ活用政策から、様々なアクセスを拡大していく、あるいはシェアのプールをどのようにしていくかという、新しいアプローチに目を向けていくところである。そのようなときに、国連のデジタル公共財、Digital Public Goods、あるいは別の言葉ですとDigital Commonsという言葉でも表現されることが多いですけれども、誰にも所有されない公共の場所をつくっていく、データをつくっていくということは、デジタル主権でありますとかそういう観点からも極めて重要である。

そして、そのガバナンスの在り方というのは、これもずっと言っているように、自由に誰でも使えればよいのだというガバナンスの仕組みというのが、10年前、20年前くらいまでは主たるものであったのですけれども、今現在、エリノア・オストロムのコモンズ論のアプローチをデジタル分野に応用する形で、コモンズをいかにデジタル分野にも当てはめるかという研究と実践が極めて盛んであり、欧州のデジタルコモンズの背骨にあるのはそ

ういった知識、コモンズ論の議論である。そういったことを念頭にこれからぜひ力を入れて特に進めていただきたい分野だなということを改めて申し上げます。

以上です。

○森田座長 ありがとうございます。

ほかに御発言いかがでしょうか。

それでは、稲谷構成員。

○稲谷構成員 私のほうからも、デジタル公共財につきましては、その位置づけ方といたしまして、今回、個人の幸福追求権的な発想と結びつけながら、それを実現するために必要なデータからきちんと整理して、連携して使えるようにしていくというのは、基本的なインフラとして、それがないとそもそもデジタル化された社会では自分のやりたいことができない、あるいはその人に適したサービスを受けられないということがなくなるようにという目線で作っていくという話ですので、私としてはその方向性は誰一人取り残さないデジタル化という理念からしても非常に重要なポイントだと思いますし、それと恐らく関連する司令塔強化の話につきましても、こういった理念との関係でぜひとも進めていくのだということが明確になってくると非常にいいのかなと思いますし、今回そういった方向でやっていただいていると理解をしておりますので、この辺の記述につきましては大変重要だと思いますし、賛成したいと考えているということでございます。

コメントでございます。

○森田座長 ありがとうございます。

皆さん、案を直せというよりはサポートする御発言が多いわけでございますけれども、さらに御指摘は。

事務局。

○木尾参事官 基本的に大きな修正意見というよりは、研究データ、文化芸術データみたいなことについて追加という御意見だと承知をしました。デジタル公共財、コモンズ等ありますけれども、若干追加の可能性を個別に構成員の方と御相談させていただきながら対応させていただきます。

安中構成員からいただきました御指摘につきまして、当然政府文書としてどこまで書けるのかという点を含め、個別に検討させていただいて、また表現ぶり等を御報告させていただきたいと思います。

○森田座長 ほかにいかがでしょうか。

落合構成員、どうぞ。

○落合構成員 ありがとうございます。

私は、個別分野のほうについて幾つかコメントさせていただきたいと思います。

まず医療につきましては、内容は非常に詰めてきていただいております、非常に立派な内容になってきているように感じております。

1点重要だと思われる点が、一次利用のデータの収集・提供が円滑に進むことが二次利

用の前提になってくると思います。それに当たっては、先ほど来も少し議論があったように思いますが、医療の内容に入ってくるところもどうしても出てくる場所がありまして、デジタル庁だけでなかなか難しいところもあろうかと思っております。そういった意味では、デジタル行財政改革会議本体が対応できないとしても、内閣府においても規制改革推進会議などの推進力を持つような省庁との連携をしての取組が期待される、ということをご記載していただきたいと思っておりました。

2点目といたしましては、金融分野についてです。金融分野については、経済産業省の観点について、特にかなり詰められてきているように思っております。一方で、御質問になりますけれども、金融庁のほうはどういうタイミングで進んでいくのかが、逆に言うとはよく分からないなと思ったところがありました。この辺り、金融庁のほうではどういう目算で進めていかれるのかについて、現在の調整状況をお伺いしたいと思っておりました。

3点目、教育については、やはり取組が進んでいくこと自体が重要ではありますが、特に子供のデータということもありまして、社会的にも特に配慮が必要な部分もございますので、ぜひデータガバナンスの強化に関する取組をしっかりと行っていただきたいと思っております。これは現場で携わられる方もそうですし、できる限り政府で共通の方針をつくって、現場で何となく使ってみましたという形にならないように、進めていただきたいと思っておりました。

最後に、モビリティについてです。モビリティにつきましては、これまでの国交省の中でMaaSを検討する会議に何回か私も参加させていただいておりましたが、ヨーロッパのほうと改めて比較してみて気づいたところとしましては、国交省のこれまでのMaaSの当初の取組が、データ連携ができるということを書いただけだったことがあったと思っております。つまり、データをこういうふうにつくって、使えるようにしていくということです。そしてその目的は、恐らく一つは公共交通の維持で、特に地域においてはなかなか存続が難しい場合はかなり出てきていると思っておりますので、そういった場面で利用できるようにデータを整備し、必要なモビリティサービスを配置、供給できるようにしていくことがあります。こういった目的に沿ってデータの集積、利用ができるような環境を進めていくという計画をしっかりと立てて、データを集められるようにしていくことをしっかりと書いていただければと思っておりました。

以上でございます。

○森田座長 ありがとうございます。

○山澄審議官 今、落合構成員からございました金融分野の今後の取組のところ、16ページの18行目ぐらいからについてクларифアイがあったと思いますが、今、私どもがある程度金融庁等との議論で考えておりますのは、ここに書いてある文章以上のものはないのですけれども、2025年度中にもろもろの論点について議論をしていくと。それ以降のマイルストーンを現時点で設定をするのは、現状ではちょっと厳しいなというような感触ではあるのですけれども、31行目からございますように、私ども自身も、あるいはデジタル庁と

連携してフォローアップをしていくという中で、もし進捗が芳しくないというようなこと、あるいは芳しいというようなことも含めて、しっかり評価していきたいと思っていますので、その辺りはまた適宜御相談をしながらやっていきたいと思っています。

○森田座長 よろしいですか。

○落合構成員 ありがとうございます。

○森田座長 ほかにいかがでしょうか。

○稲谷構成員 本当に今、思いつきという感じなので申し訳ないのですがけれども、少し場つなぎということで発言をさせていただきますと、先ほどの公共財をどうやってつくっていくのかということはかなり難しいし、それがこの会議全体を通じた重要な問題だったのかなと思うのです。

今回、金融、教育、医療それぞれについてデータを連携していて、個人最適化できる方向に進めていくという話が出てきたわけですがけれども、もし可能であれば、こういった個別事例をうまく1つのフレームワークに仕上げていくような組織と言っているのかどうか分からないですがけれども、座組みたいなものを用意して行って、それをこの司令塔機能の中に入れることができるようになってくると、つまり、個別のことと方法論を両方行ったり来たりしながら洗練して行って、こういうニーズが出てきたのであったら、そこにこういうインセンティブがあって、こういう形で対応しよう、みたいなことができるようになってくると、全体として非常に進んでいく枠組みというかフレームワークみたいなものが明確に立ち上がってくるように思います。せっかく取組みが進んでいる分野もあることで、すし、また、どういう形で進んでいるかということも金融の分野などは分かりやすいと思います。最初は自主的にやってみたけれども、うまくいったところ、うまくいかなかったところがあったので、少しずつ努力義務からでも入れていってみようかみたいな形で段階的に進んで行って、それで何ができるようになって、どういうふうになってというのが全部見えるようになっていると非常にいいサンプルになると思いますので、そういう取組を進める上での座組や枠組みのようなものについても、全体として横断するということももう書いているということなのかもしれませんけれども、少しそういったところにも何か言及があると、今後進めていくときの一つの手がかりにしやすいのかなと思ひまして、思いつきで恐縮なのですが申し上げます。

ありがとうございます。

○森田座長 生貝構成員、どうぞ。

○生貝構成員 先ほどの補足なのですがけれども、今回、横串の課題として、個別領域をしっかりと制度整備をしていくことが重要だといったときに、個別領域で金融、教育、医療を挙げられているところ、今回明確に方向性を出すのはここまでであるとしても、当面、例えば欧州のデータスペースがこれらの分野以外にも、それこそ農業ですとか、先ほど申し上げたカルチャーヘリテージ、あるいはリサーチ、ないしはそれこそ言語であり

ますとか、製造業といったような様々なスペースを仕組みで立ち上げている。これ以外の分野というのも当然スコープ外にあるわけではなく、しっかりと司令塔機能の中で、しかるべき今後の重点分野というものをしっかりと特定して、掘り下げていくのだと。もしかするとそういうパラグラフをつくって、例えばそこにさっき言ったような分野を言及いただくといったような書きぶりもあり得るのかなと感じたことをお伝えいたします。

以上でございます。

○木尾参事官 稲谷構成員がおっしゃったのは、司令塔機能がどうあるべきかという話だと思います。一つあり得る理屈なのだろうと思いますが、よく相談した上で、どういう表現で受け止められるか考えたいと思います。

○森田座長 ほかに何かございますか。

あまり座長である私が発言するのは控えたいと思いますが、1点、もう少しデータの活用のときに強調しておいてもいいのかなと思いますのが、これはいわゆる個人データですから、いろいろなデータをつなぐという識別子の話です。端的に言うとマイナンバーの話になりますけれども、もう少し使い勝手のいいものにしないと、もちろんそれによって個人情報へのリークの可能性が高まるということもあるのですけれども、要するに同じ人のデータをうまくつないでいくということをきちんと正確に早くできないと、データ結合のミスリスクのほうが高いと思います。どういう形で書くかということについては、御協力いただきたいというか、こちらで工夫しなければいけないのかもしれませんが、考えなければいけない点であると思いますし、また、いろいろそれにつきましても世論の受け止め方もあるかと思いますが、ほかの国を見ておいても、そこがこのシステムの根幹の一つだと思いますので、その辺りのことについて場所はいろいろなところが考えられるわけですが、検討をしていただければと思います。それについて、それはよくないとか、いろいろ御意見があれば伺いたいと思います。

○木尾参事官 今ふわっと6ページ目の10行目とか、行政データのところについて具体的に12ページの10行目とか、場所は書いているところでありましてけれども、あまり具体的な在り方の検討は必ずしも進んではいないので、どういう形で記載させていただけるかどうか悩ませていただけると。

○森田座長 書いていないとは言わないのですけれども、ふわっとだとなかなかインパクトが弱いのではないかと申し上げたかったのです。

○木尾参事官 ありがとうございます。

○森田座長 落合構成員、手が挙がっているようです。どうぞ。

○落合構成員 ありがとうございます。

今の森田座長の点からまず議論させていただきたいと思いますが、識別子は極めて重要でして、個人もそうですし、そのほかのテーマごとにもデータのひもづけに必要だと思

ます。

一方で、識別子を付することが直ちに漏えいリスクが高くなるかという点、必ずしもそこまでの関係ではないのかなと思います。そこは恐らくデータベースの構造自体が中央集権化され、かつ識別子をという、そういう前提ですと漏えいのリスクがということだとは思いますが、分散型でデータベースに格納されている中に識別子がそれぞれ付されているという状況であれば、ある種、後での照合とバランスが取れている識別子の利用というような場合もあり得るかと思いましたが、少し補足をさせていただきました。

2点目といたしまして、デジタル公共財について先ほど来議論があったところです。1つ議論をするべき点として大事な点かなと思いましたが、費用の負担といったものの在り方をよく考えていったほうが良いと思いましたが、例えば今でも登記簿情報などを取得するときは、インターネット経由でも一定の費用を支払うということになっているかと思えます。ある種ベース・レジストリに近いような存在ではありますが、そういう部分でも応益負担というものも生じることもありますが、確かに応益負担が必要な場合もありますし、一方で、公共財ということで、無償で提供していくという方向に流れることもあるとは思いますが。

ただ、この辺りの費用負担の考え方というのは、今まで真正面からあまり議論されてきていない部分もあったかなと思います。個別事例にとどまっていたところもあるように思っておりますので、そういった部分についてはぜひ今後しっかり議論していくことを、論点として設定していただけるといいかと思いましたが。

以上です。

○森田座長 ありがとうございます。

○森田座長

余計なことを言いますと、デジタル公共財という考え方は、先ほどもございましたけれども、これまでの情報の所有という考え方に対して、適切な発想だと思っております。いわゆる公共財と違って、我々が持っている個人データが公共性があるという言い方になるわけですので、その辺につきましましてはきちんとした筋の通った、分かりやすい形でどうやって説明していくか。そうでないとまさに監視国家論に直結するように受け止められる可能性があります。最終的に決められるときには十分に注意をしていただきたいと思いますし、私も注意したいと思いますけれども、ただ、ここが一番肝要なところだと思います。

○木尾参事官 表現が甘かったのかなと思っておりますが、デジタル的にはパーソナルデータを必ずしも想定しておらず、前回御報告いただきましたけれども、例えば人流データであるとか、基本は本人を特定していないようなものであるとか、何らかの仕組みの情報であるとか、基本はパーソナルデータを想定したものではありませんので、分かるような表現を考えたいと思います。

○森田座長 おっしゃることは分かるのですけれども、医療データになるとともに要配慮個人情報になるわけですので、それが公共性を持つということの意味については丁寧な説明が必要かなと思っております。

では、丹野構成員。

○丹野構成員

今おっしゃっていただいたことは本当に大事で、誤解を意図的にする方もいらっしゃるし、分からないねというところなので、そこに適切な情報をちゃんと出してあげて、誤解されそうなところはちゃんと説明をして、だから違うんだよという形でやってあげないと、医療データの共有に協力しないと、そういうこともされると思うのです。そこはぜひ丁寧をお願いしたいです。

○森田座長 おっしゃるとおりだと思います。余計なことですけれども、スウェーデンなどの北欧諸国が福祉国家をつくる時、日本の憲法第25条の「健康で文化的な最低限度の生活を保障する」もそうですけれども、個人ごとに保障されるべき内容が違ってくる。それを国家がどうやって把握して、適正に配分するかというときに、御本人の個人情報がなければいけないでしょうというロジックで向こうは個人情報を集めて、しかもそれを所得であったり、家族関係であったり、いろいろなことを集めるために一番合理的な方法としてIDというものを使うということ、かなりはっきりそれらの国は言っているのですが、なぜか日本はそここのところはあまり言われていない気がします。御参考になるかということではございますけれども、そこはさらに重要かと思います。

さて、お待ちしておりましたけれども、宍戸構成員がお入りになったようですが、聞こえておりますでしょうか。

○宍戸構成員 聞こえております。

○森田座長 実は1時間前から今回の素案につきまして御議論いただいておりますけれども、圧倒的に支持をする御意見と、補足的にこういうことをもうちょっと書くべきではないかという御意見は出ておりますが、根本的にこの部分はけしからんとか、書き直せとかという話は出ておりませんので、進行が早く進んでおりました、そろそろもう出尽くしたかなと思っており、宍戸構成員の御登壇をお待ちしておりました。

前半の議論はお聞きになっていらっしゃると思いますけれども、雰囲気は適当に感じ取って御発言いただければと思います。

○宍戸構成員 ありがとうございます。

すみません。授業がありまして遅れまして、大変失礼しました。また、このところ欠席が続いておりました、誠に申し訳ございません。

ただ、今回お示しいただいている素案は、私もいろいろ考えてきたことに沿っているとか、ありがたいなと思っております。その意味で多く賛成するところがございます。

その上で、今、座長がおっしゃられているところの話を、私が聞いていた部分に即してまず総論として申し上げたいと思います。

座長がおっしゃいましたように、個人の権利利益をデジタル社会で、あるいはデジタルテクノロジーを使って実現していく中で、個人が自らのパーソナルデータをちゃんと使えるということ、あるいはちゃんとした方、行政機関もそうですし、企業等もそうですけれども、自らのパーソナルデータを適切に使っていただいて、必要なサービスを提供していただくこと、さらにその前提あるいは環境として、パーソナルデータでも非パーソナルデータでも同じでございますけれども、データによって様々な事象を分析して、効率的なサービスであるとか公益に属する事柄について様々な議論が闘わされたり、新しい知が生まれたり、それによって新しいサービスが生まれたりというのが、我々が目指していくデジタル社会の大本であるだろうと思います。

そのことは、とりわけパブリックセクターにおいて公的なデータをしっかり使っていき、あるいはもちろん個人の人権に配慮した上でですけれども、民間等に提供していくとか、自分が使い切れないのであったらアカデミアに任せるとか、そういった強い発信を、行政スタイルの転換等にも関わりますけれども、この基本方針なのか、より高次の、あるいはデジタル行財政改革会議全体の方針なのかは分かりませんが、しっかり打ち出していくべきではないかと私自身は思っております。この点については、恐らくこの場におられる方々は多く賛成されているし、また、必要であるということが、この間、精力的に行われてきたヒアリングによって明らかになってきているのではないかと私自身は思っております。

それでということで申しますと、個人の幸福あるいはWell-Beingが何度か強調されていて、これが非常に大事なことであるというのは、稲谷構成員もよくおっしゃってきたことだと思いますし、私も賛成でございます。

データ駆動社会を実現するということに、今申しましたように、個人が自らデータを使うという場合もあれば、繰り返しになりますが、特定の企業であったり、行政機関であったり、それにトラストをもって預けて使ってもらって、自分にサービスが返ってくるという場面をしっかりと考えるということや、公益的な非パーソナルデータであったり、パーソナルデータであっても匿名化するか一定の処理をした上で、AIで分析して使うとかいった大きなデータ利活用の世界を考えることが大事であり、それを実現するのが各主体あるいは社会全体に求められるデータガバナンスではないかと思っております。

しばしばデータ主権と言われる問題も、そのような問題の局面として、データをちゃんと出して使えるようにする、ただ、変なことに使われないようにするという、データ保有者、企業等のガバナンスのためのコントロールであり、それを実効的に実現できる基盤が大切ではないかと思っております。

あと2点申し上げたいと思います。よろしいでしょうか。

○森田座長 はい。

○宍戸構成員 1つは、個人情報保護法回りについて、私いつもどの立場で言うのか申し上げにくいところではあるのでございますけれども、9ページ等、これまで様々な御指摘

を踏まえて、個人情報保護委員会でステークホルダーと対話しながら議論してきていることについて、的確に丁寧にお書きいただいていると思います。先般開催された、9ページの29行目以下に書かれております個人情報保護政策に関する懇談会は、私も司会役で出席をいたしましたけれども、非常に多くの貴重な御指摘を賜りました。個人情報保護法制を見直していくに当たっては、様々な影響があちこちにあるということで、権利保護を求め方、あるいは萎縮を気にされる方、様々な御指摘をちゃんと真面目に受け止めながら、制度整備をやっていくことが必要であるということは、少なくとも私個人としては強く意識するところでございます。

その中でということになりますけれども、議論の前提としては、リスクベースのアプローチで考えていく、そのために必要な制度整備をすることによって、イノベーションにつながるデータ利活用を進めていくのだということは、このペーパー全体でよく示されていると思いますけれども、その点について、繰り返しになりますが、要らない萎縮を招かないようにということについて必要な部分があれば、適宜整理をしていく必要がある。ポイントは、事業者の方々のガバナンスを重視する、リスクベースのアプローチ、事後規制への転換ということであるだろうと思っております。

それから、一番最後に申し上げたいのは、デジタル公共財の整備等のお話でございます。ここは今後の経済社会の発展という観点から見て非常に重要なところだと思いますけれども、私が理解していない部分があるのだと思いますが、デジタル公共財と言われるデジタルインフラを整備するということと、伝統的な法学の用語で言うと収用、テーキングになりますけれども、政府が必要なデータを適正な価格において買い上げて、公共の用に供する、広く使えるようにするということと、それから中小企業・スタートアップの方々のために、政府の側が支援策としてデータセットを用意するということは、3つが同時に重なる瞬間もあると思いますけれども、それぞれが別の政策体系とか基本的な考え方に基づいている部分もあろうかと思えます。この辺りはきちんときれいに整理して、具体的な施策を検討するという流れをしっかりとつくっていくことが大事ではないかなと思っております。ただ、実際の書きぶり等はお任せをしたいと思います。

最後の最後に1点だけ申し上げますと、この後のこの議論の進め方、もう既に御説明があったのかもしれませんが、この検討会はここで終わりという形になるのか、それともこの場で座長一任にするのか、あるいはこの後もう一度いろいろな御議論を経て、この検討会をやった上で親会のほうにこれを報告するという流れになるのか、はたまたデジタルの親会があって、あるいはなくてもいいのですが、何らかの閣議決定等がなされた後もこの検討会は引き続き自由な議論をしていくのかというのは、私、親会のメンバーでもある関係で若干気になっておりますので、もし事務局等におかれまして何かお考えとかが今の段階であれば教えていただければと思っております。

遅れてきて長々とお話しして大変失礼いたしました。私からは以上でございます。

○森田座長 ありがとうございます。

最後の点につきましては、冒頭に事務局から御説明があったのですが、宍戸構成員はいらっしゃらなかったものですから。

○山澄審議官 繰り返しになってあれなのですが、今日御議論いただいた素案が成案になるというのは、この検討会の報告書ではなくて、政府の文書という形で最後は執筆するものです。ただ、それに当たりまして、構成員の方々の御意見を最大限に盛り込むという観点から御議論いただいているということでございます。

この検討会ですけれども、今日の御意見を踏まえまして、我々としては政府レベルでこの素案を成案にすべく、政府内の諸方面等と調整したいと思っておりますが、適切なタイミングで結果につきましては次回、どういう持ち方をするかは検討中ですが、この検討会でも御報告をさしあげたいと思っております。それ以降のことについては、これからまた御相談させていただきたい部分でございます。

○宍戸構成員 御説明いただきありがとうございます。

事務局と座長において適切にお取り計らいいただければと思います。ありがとうございます。

○森田座長 ありがとうございます。

宍戸構成員にそう言われると責任が重いなと思っておりますけれども、今申し上げましたように、政府文書のドラフトといいたいまいしょうか、そういう位置づけになりますので、細かい文言は政府内での調整その他を要するということですので、それは事務局のほうにお任せいただきたいということです。

内容につきましては、これまで御審議いただいたところでは、ほぼ皆さん賛成いただいて、多少意見が違うところも、表現の書き方で整理がつくものと思われまますので、そうした形で収めさせていただければと思っております。

ということで、今日は2時間で足りるのだろうかと思っておりましたが、余裕がある形で議論がかなり出尽くしたような気がいたしますけれども、さらに最後に御発言はございますでしょうか。

○生貝構成員 先ほどのデジタル公共財のところ、最後話があったところに関係して、日本にそんななじみのない概念ということもあるので、国連の定義をそのまま引用することを含めて、少し丁寧に書く必要があるかなという気はしました。

国連の定義ですと、オープンソースソフトウェア、オープンデータ、オープン人工知能モデル、オープンスタンダード、オープンコンテンツといったような、インフラとしてのソフトウェアを含めてかなり幅広いものを指している。その誰もが使えるものにしっかり公がお金を出して構築していくことが重要である。

僕もオープンソースかいわいに10年ぐらい関わっていて、もしオープンソースですとかクリエイティブコモンズ的なものに国がコミットしてくれるとしたら、これまでにない非常に重要なことかと思っておりますので、データにある程度焦点が当然絞られた形になっているのですが、必ずしもそれだけではなく、ソフトウェアなどを含めた書きぶり

を明確にさせていただいてもよいのかなと思ったところでございます。

○森田座長 ありがとうございます。

それでは、この辺りで終了させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますね。

なお、この後、考えてやはりこれも言うておくべきであったということを思いつかれた場合、さらなる御意見がいただける場合には、急なのですけれども、できるだけ本日中に事務局まで御提出いただければと思っております。

今後、政府において基本方針を策定するに当たりまして、本検討会としての考え方の反映方法などにつきまして御相談された場合の対応については、私のほうに御一任いただければと思いますが、よろしゅうございますか。

ありがとうございます。

それでは、私のほうからお話しすることは大体これぐらいだと思いますので、事務局にお返しいたします。

○山澄審議官 本日の討議、あるいはこれからいただく御意見を踏まえまして、座長と御相談しながら取りまとめの作業を政府としてやってまいりますので、よろしく願います。

結果については、先ほど申し上げましたところですが、次回の検討会において御報告をさしあげたいと思っております。よろしく願います。

○森田座長 皆さんがいろいろ御意見を出されてまとまったものですから、政府側で文書決定後ですけれども、この検討会をもう一度開催するなりなんなりして、ぜひ報告をしていただきたいと思います。日程その他につきましては、政府のほうがどうなるかということですので、調整をよろしく願います。

それでは、そういう意味ではこの検討会は最後になると思います。もう一回、報告があるのですけれども、文書をまとめることについてはこれが最後になると思いますけれども、言い忘れたことはございませんね。もう一度確認させていただきます。

ないようでございますので、以上をもちまして、本日の「データ利活用制度・システム検討会」は終了させていただきます。

長い間御審議いただきありがとうございました。